

第1章 NPOと県との協働

1 NPOとは

NPOの定義について

NPO(Non-profit Organization)とは一般に「営利を目的としない民間組織(民間非営利組織)」の総称として用いられています。

本マニュアルでは、特に、県民が行う社会貢献活動を促進するという観点から、NPOを「県民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、特定非営利活動法人(NPO法人)及び市民活動団体やボランティア団体などの任意団体」と定義します。

なお、宗教活動・政治活動を主たる目的とするものや選挙活動を目的とするものなどは、NPOから除外します。

NPOの範囲

	法 人	任 意 団 体
本マニュアルで対象とするNPO	特定非営利活動法人(NPO法人)	市民活動団体 ボランティア団体
最広義のNPO	社団法人 財団法人 学校法人 社会福祉法人 医療法人 宗教法人 等	
地域団体	認可地縁団体	町内会 自治会
	協同組合 労働組合 等 中間法人	業界団体 同窓会 同好会 等

非営利の意味について

「非営利」というと、「無償」(お金をもらわない)ではないかと思うかもしれませんが、そうではありません。NPOの「非営利」は「無償」とは別の概念です。非営利とは団体の利益を構成員に分配しないことをいいます。

NGOについて

NGO (Non-governmental Organization 非政府組織) とは、一般的には、「非営利性」よりも「非政府性 (政府からの独立性)」を強調するときに、NPOと区別して使用されることが多いようです。

例えば、環境や人権・平和、開発、教育、保健医療などの分野で、政府からは独立して、国境を越えた活動を展開する団体に対して使われています。

NPOの特性について

自主性・自発性

NPOは、地域社会あるいは地域を越えた様々な課題を解決していく社会的使命や価値観に基づき、県民が主体となって、自主的・自発的に社会貢献活動を行っています。

多様性

NPOは、社会的課題の多様性・複雑性に対応して、極めて幅広い分野で多様な取組を行っています。

柔軟性・先駆性

NPOは、地域や生活の場で発見された課題や県民の多様なニーズに対し迅速に対応し、自由な発想で柔軟かつ機動的に対応することができます。また、新たな課題に対する創造的で先駆的な取組を行っているところもあります。

地域のコーディネート機能

NPOは、地域の人材や資源を発掘し、人と人、組織と組織をつなげ、それらを有機的にコーディネートして課題解決のための新たな手法を生み出します。

県民の自発的な社会参加の機会の提供

県民のNPO・ボランティア活動への参加意向は大変高くなっています。特に、これから団塊の世代が定年退職を迎え、NPO・ボランティア活動に積極的に参加して行くことが予想されます。

こうしたことから、NPOは、県民がそれぞれの個性や能力を発揮して自発的、主体的に社会参加する機会を提供することが期待されています。

公共サービスの提供

NPOは、社会的課題や県民の多様なニーズに機敏に対応し、きめ細かな公共サービスを提供しています。また、社会の潜在的課題を発見し、新しい社会サービスを創出していくとともに、行政や企業では対応しづらいサービスを提供することが期待されています。

県民のネットワーク化と社会資源の活用

NPOは、個々の課題やテーマに応じて多彩な活動を行う中で、地域の多様な個人や団体を結びつけ、新しいネットワークを形成します。また、資金や知識、技能、情報など様々な社会資源を有機的に活用して活動を展開しています。

NPOには、このような人や資源を「つなげる」機能によって、地域社会を活性化する推進力が期待されています。

また、NPOが生み出す雇用や付加価値は、地域に新しいサービスや産業を創出するきっかけとなるなど、地域経済の活性化につながります。

県民が主体となった地域社会の形成

NPOは、社会の様々な課題を発見し、課題解決の新たな手法の開発や政策提言、仕組みづくりなど、その解決に向けて取り組む活動を行っています。

そうした活動により、地域全体の課題解決力を向上させ、県民が主体となった地域社会の形成に重要な役割を担うことが期待されています。

NPO法人について

NPO法（特定非営利活動促進法）は、NPO活動を行う団体で法律の要件に合致する団体に法人格を付与し、県民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進することを目的としています。

法人格取得には、所轄庁で設立の認証を受けることが必要です。

所轄庁は、事務所がある都道府県の知事になります（ただし、2以上の都道府県に事務所がある場合は、内閣総理大臣になります。）。

認証を受ける所轄庁について

埼玉県のみにも事務所があるとき・・・埼玉県知事

（例えば）埼玉県と東京都にも事務所があるとき・・・内閣総理大臣

において認証されたNPOを埼玉県認証NPO法人、 において認証されたNPOを内閣府認証NPO法人と呼んでいます。

NPO法人の「認証」の性格（参考）

民法第34条の公益法人などでは、主務官庁の「許可」で法人が設立されますが、NPO法人は、より簡便な方法で法人格が取得できる仕組みとして、「認証」という方法が採用されています。所轄庁は、申請団体から提出された書類に示された申請内容が、法に規定された要件に合致していることを確認できれば、認証しなければならないとされています。

認証は、認証された法人が法の目的に合致した活動を行うことを保証する、いわゆる「お墨付き」を与えるものではありません。

NPO法は、NPO法人は市民が見守る中で発展すべきであるという考えから、法人の事業報告書等の情報公開に基づいて、その活動について、県民が参加し、利用し、またはチェックしていくことによって、NPO法人の選択・淘汰が行われていくことを予定しています。

NPO活動について（参考）

NPO活動とは次の ~ の活動に該当し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです。

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活動

学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

環境の保全を図る活動

災害救援活動

地域安全活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

国際協力の活動

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

子どもの健全育成を図る活動

情報化社会の発展を図る活動

科学技術の振興を図る活動

経済活動の活性化を図る活動

職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

消費者の保護を図る活動

から に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

県内のNPO情報

埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>) に、埼玉県認証の法人の全てが掲載されています。また、掲載希望のあった内閣府認証の法人と任意団体の情報もあります。

内閣府認証の法人については内閣府のホームページで検索できます。また、他都道府県認証の法人については、それぞれの都道府県のホームページで検索できる場合があります。

NPO法人の閲覧書類

「埼玉県NPO情報ステーション」で埼玉県認証法人の以下の書類3カ年分について閲覧できます。(出力はできません。)

- ・登記に関する書類(定款、登記事項証明書、設立当初の財産目録等)
- ・事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿)

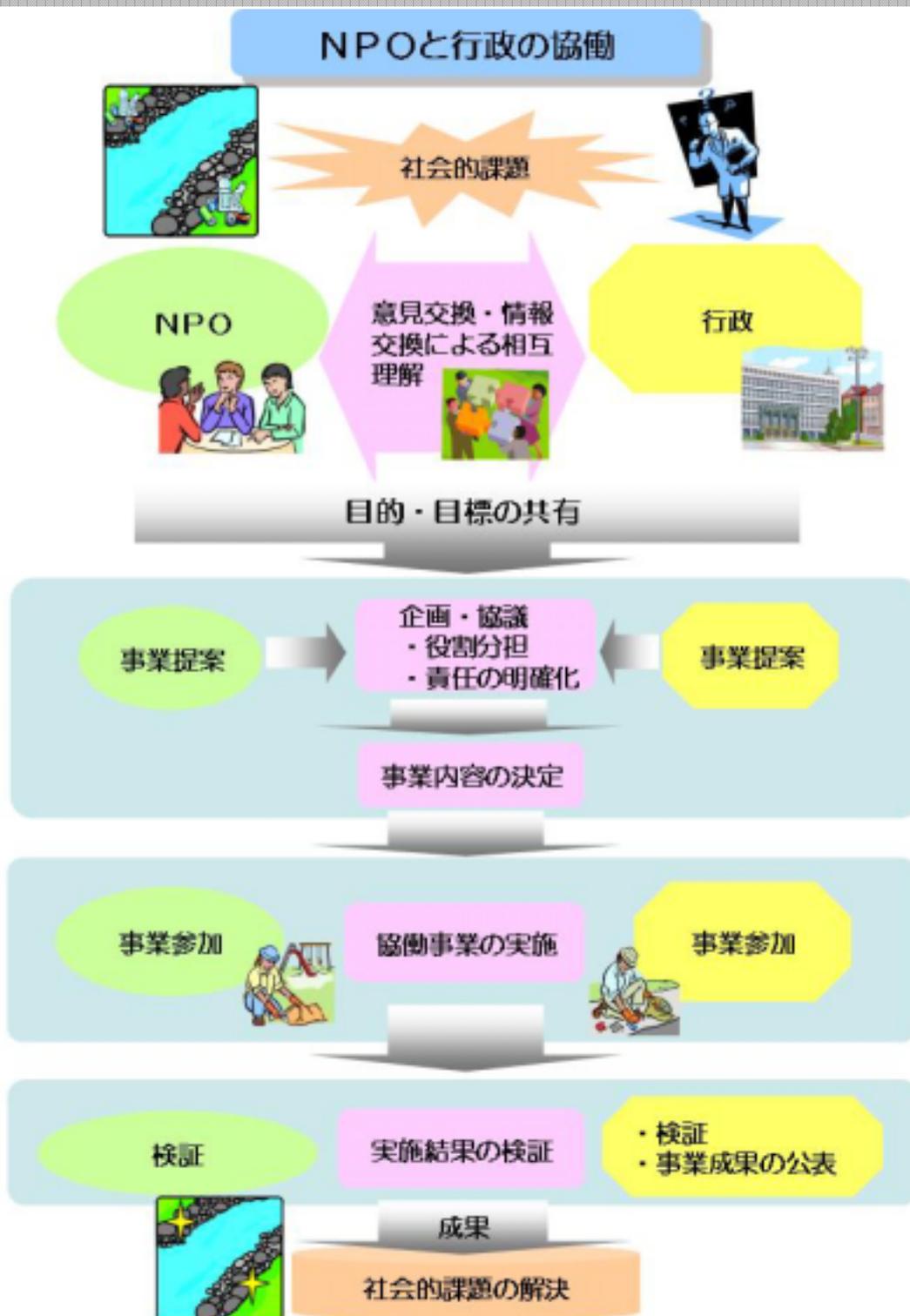
NPO活動推進課、各地域創造センター(担当地域内の法人分のみ)でも閲覧できます。

NPO法人は、情報公開の原則に基づき、法人自らが行う情報公開(事務所等での社員又は利害関係人による閲覧)のほかに、所轄庁に書類を提出します。これらの書類は所轄庁を通じて 公示、縦覧、閲覧、等が行われることをNPO法で規定しています。

2 協働とは

社会的な課題に対し、NPOと県が意見交換や情報交換を重ねることにより、お互いのミッションを理解し、共通目的の確認を行う。その上で、NPOと県が県民サービスの内容をより豊かに、効果的なものとするため、お互いの立場、特性を認め役割分担をし、課題解決に向けた具体的な取組を行っていく。

このNPOと県との一連の対等な協力関係をNPOと県との協働と定義します。



3 なぜNPOと県との協働が必要なのか

今、県では次のような課題を抱えています。

福祉、環境など様々な分野における県民ニーズの多様化や、複雑化。これに伴う県民サービスの新たな提供や改善の必要性

少子高齢社会の到来による、地域コミュニティ活性化の必要性

地方分権化の進展のもとでのより県民ニーズに沿った県民サービス展開の必要性

県財政の逼迫に伴う、従来型の行政による県民サービスの提供方法転換の必要性

一方では、県民が主体となったNPOによって、その特性を生かした様々な社会貢献活動や公共サービスの提供が行われています。また、地域や生活の場に密着した課題や県民の生の声を踏まえた政策提言や問題提起が行われています。このように、公益の判断や県民主体の地域社会づくりに当たって、NPOが重要な役割を担っています。

多様化、複雑化する社会的課題や県民ニーズに効果的かつ的確に対応していくためには、社会全体の利益である「公益」を、市民やNPO、行政、企業などがそれぞれの立場で一緒になって、多元的に判断し実現していくことが必要になっています。

その中でも、NPOと県とは、共通の目的を有する領域においては、お互いの特性を生かせるような対等なパートナーシップを構築し、協働という手法を用いることによって最大限の効果が発揮できると見込まれる社会的課題に対しては、積極的に協働を進めていく必要があります。

本マニュアルでは、NPOと企業との協働については触れていません。

県民サービスの質の向上

NPOの特性である、専門性や柔軟性、先駆性などといった特徴を県の事業に取り入れることができます。その結果、全体として効果的で質の高いサービスが提供されることにつながります。

より多くの県民の行政参画の促進

県民の行政への参画を促進することとなり、県民の意見を反映した施策が実施されます。NPO活動を通じて、より多くの県民が行政に参画することにつながります。

既存事業の必要性見直しと職員の意識改革

既存の県事業の必要性や県の役割を見直すこととなります。また、これまで県による把握が困難であった社会的ニーズや新たな地域課題が発掘されます。これにより、真に必要とされる新たな県民サービスの創出や県職員の意識改革につながります。

地域コミュニティの活性化

県民がNPO活動を通じて自発的かつ主体的に、地域課題解決やまちづくりに取り組むケースが増大します。これにより県民は、地域社会に責任を負う気持ちが強まり、自治意識や課題解決能力が高まります。その結果として、地域コミュニティの活性化にもつながります。

千葉県パートナーシップマニュアル（平成16年2月千葉県発行）を参考にしました。

なぜNPOと県との協働が必要なのか（チャート図）

従来の手法

県
単
独

取組

社会的課題

結果

課題が複雑化・多様化しているため、県単独では対応しきれない、対応が不十分な社会的課題がたくさん・・・

NPO、県それぞれによる課題の整理

NPOと県が協働という手法を用いることによって最大限の効果が発揮できると見込まれる社会的課題の発掘

NPOと県による意見交換・情報交換

新たな手法

NPOと県による協働で解決を図ることとした社会的課題

取組

結果

N
P
O



県

実施(DO)

- ・対話と合意の重視
- ・関係と過程の公開、など

課題解決できたかどうかの評価
NPO、県双方の使命（ミッション）が達成できたか

計画(PLAN)

- ・協働方法の選択（委託、補助・・・）
- ・協働相手の選定、など

評価検証

評価(CHECK)

- ・協働事業の評価
- ・評価結果の公開、など

新たな課題の発見に対する対策の検討

事業を継続発展させる
新たな課題の発見に対する対策を考える

見直し(ACTION)

- ・協働事業の見直し
- ・協働方法の見直し
- ・協働相手の見直し、など

4 協働の現状

(1) 県の協働形態の推移(平成13年度と平成17年度の比較)

県の協働形態の推移(平成13年度～平成17年度)では、特に顕著な伸びを示しているのが「NPOへの事業委託」で、7事業から28事業と4倍に増加しています。

「NPO・ボランティアとの協働事業等調査」より

協働形態	平成13年度	平成17年度
政策立案・事業企画等へのNPOの参画	10事業	10事業
NPO・ボランティアとの情報交換、意見交換等	9事業	24事業
NPOへの事業委託	7事業	28事業
NPO・ボランティアとの事業共催	10事業	9事業
NPO・ボランティアの事業協力	58事業	49事業
NPOへの補助	18事業	15事業
合計	112事業	135事業

(2) NPOと県との協働に関する状況比較

ここでは、NPOと県の協働に関する状況を比較します。資料は平成17年度に実施した、「NPO実態調査」(県内のNPOに対する調査)と「NPOと行政との協働に関する調査」(以下「県の協働調査」という)です。

ア 「NPO実態調査」の調査対象について

- ・NPO法人 660法人

平成18年7月31日現在、埼玉県知事より認証されているNPO法人

- ・任意団体 671団体

「埼玉NPOつながリスト2005」(平成17年1月31日、埼玉県発行)に掲載されている市民活動団体、ボランティア団体

イ 「NPO・ボランティアとの協働調査」の調査対象について

	NPO法人	任意団体	NPO全体	課所室(県)
調査数	660	671	1331	272
回収数	303	353	656	246
回収率	45.9%	52.6%	49.3%	90.4%

NPO実態調査

県の協働調査

ア 協働の現状

NPO

「県内市町村」と協働経験があると回答した団体が70.2%となりました。
県内の協働経験のあるNPOの協働の相手方としては市町村が大半を占めています。
 詳細は第4章2「市町村の協働に関する現状グラフデータ<参考>」を参照してください

県

「協働している」と回答した課所室が34.1%となりました。
 「協働していない」については理由の分析をしました。
 詳細はP15の「（県の）協働していない理由」を参照してください。

NPO側（NPO実態調査）	県側（県の協働調査）
全回答団体 = 656 「県内市町村と協働している」70.2% 「埼玉県と協働している」34.7% 「全く協働していない」18.1%	全回答課所室 = 246 ・「協働している」34.1% ・「協働していない」65.9%

イ 協働のきっかけ

NPO

「行政からあなたの団体に直接呼びかけがあった」が56.0%で協働のきっかけの大半を占めています。

県

「従来、県が実施してきた事業をNPOとの協働に移行した」が31.0%となりました。

NPO側（NPO実態調査）	県側（県の協働調査）
埼玉県と協働したことがある団体 = 227 「行政からあなたの団体に直接呼びかけがあった」 56.0% 「あなたの団体から行政に呼びかけた」 37.2% 「行政の公募があったので応募した」 33.3%	協働を実施している課所室 = 84 「従来、県が実施してきた事業をNPOとの協働に移行した」31.0% 「県とNPOが対等な立場で企画立案や事業活動を行う仕組みを創設した」 27.4% 「県が対応してこなかった公益的的事业に取り組むNPOを支援した」20.2%

ウ 協働のメリット

NPO

NPO側のメリットとしては「(団体の)社会的信用度が高まる」が58.5%となりました。NPOにとって行政との協働実績は、団体の社会的信用度を高めていると考えられます。

県

「県だけでは提供できない多様なサービスが提供できた」が50.0%となりました。協働することによって、NPOの持っている専門的なノウハウが事業に生かされていると考えられます。

NPO側 (NPO実態調査)	県側 (県の協働調査)
埼玉県と協働したことがある団体 = 227 「(団体の)社会的信用度が高まる」58.5% 「(団体の)広報・PRがしやすくなる」41.1% 「(団体にとって)財政的な支援が受けられる、または受けやすくなるなど、財政的に安定する」34.8%	協働を実施している課所室 = 84 「県だけでは提供できない多様なサービスが提供できた」50.0% 「(協働することによって当該事業への)県民参加につながった」48.8% 「県とNPOの対等なパートナーシップを築くことができた」47.6%

エ 協働の社会的効果

NPO

「市民の多様なニーズへの対応が可能となる」が65.7%となりました。NPOは行政では対応できないような多様で多彩な市民ニーズを把握していると考えられます。

県

「行政が実施する事業やサービスへの市民参加が促進される」が49.6%となりました。協働が進むことでNPO活動の活性化が進むと考えられます。

NPO側 (NPO実態調査)	県側 (県の協働調査)
埼玉県と協働したことがある団体 = 227 「市民の多様なニーズへの対応が可能となる」65.7% 「行政が実施する事業やサービスへの市民参加が促進される」36.6% 「行政が実施する事業やサービスの見直しが進む」及び「NPOが提供する公共・社会サービスが拡大する」30.4%	全回答課所室 = 246 「行政が実施する事業やサービスへの市民参加が促進される」49.6% 「市民の多様なニーズへの対応が可能となる」49.2% 「行政が実施する事業やサービスの見直しが進む」35.8%

オ 協働におけるそれぞれに対する課題

NPOにとって感じる県の協働における課題

「事業実施の企画段階から（行政が）NPOと協働する（こと）」が38.2%となりました。事業実施の企画段階において事業内容をNPOと県とでお互いに確認する作業が、NPOにとっては十分なものになっていないことが考えられます。

県にとって感じるNPOの協働における課題

「（NPOの）人材の育成」が33.3%となりました。NPOにおける組織的な人材育成が十分でないということが考えられます。

NPO側（NPO実態調査）	県側（県の協働調査）
（NPO 県） 埼玉県と協働したことがある団体 = 227 「事業実施の企画段階から（行政が）NPOと協働する（こと）」38.2% 「（行政が）NPOとの対等なパートナーシップをつくる（こと）」36.7% 「（協働事業の）広報・普及活動をする（こと）」28.0%	（県 NPO） 協働を実施している課所室 = 84 「（NPOの）人材の育成」33.3% 「団体の組織運営能力の向上」及び「NPO間やNPO以外の団体とのネットワークの形成」29.8% 「（NPOが）行政の制度やルールなどを理解すること」27.4%

カ 協働における各自の課題

NPOにとって感じる自らの協働における課題

「専門知識やノウハウの蓄積」が45.9%となりました。

県にとって感じる自らの協働における課題

「事業実施の企画段階からNPOと意見交換する（こと）」が41.7%となりました。これについては、「NPOにとって感じる県の協働における課題」の第1位にもなっており、NPOと県にとって協働を行う上での共通課題となっていると考えられます。

NPO側（NPO実態調査）	県側（県の協働調査）
（NPO NPO） 埼玉県と協働したことがある団体 = 227 「専門知識やノウハウの蓄積」45.9% 「団体の組織運営能力の向上」35.3% 「企画力の向上」34.8%	（県 県） 協働を実施している課所室 = 84 「事業実施の企画段階からNPOと意見交換する（こと）」41.7% 「（協働事業の）広報・普及活動をする（こと）」39.3% 「NPOに対する理解を深める（こと）」32.1%

キ 今後の協働の見込み

NPO

NPOでは、今後「行政との協働を増やす方向で検討している」、「行政との協働を増やす予定である」を合わせて62.3%となりました。6割以上のNPOが、行政との協働を望んでいると考えられます。

県

「協働を増やす方向で検討している」17.1%にとどまっており、「特に検討していない」が56.1%となりました。

NPO側（NPO実態調査）	県側（県の協働調査）
全回答団体 = 656 「行政との協働を増やす方向で検討している」31.4% 「行政との協働を増やす予定である」30.9% 「行政との協働は、現状程度が妥当と考えている」23.7%	全回答課所室 = 246 「特に検討していない」56.1% 「協働を増やす方向で検討している」17.1% 「現状程度が妥当と考えている」13.4%

（県の）協働していない理由

「業務内容がNPOとの協働になじまない」が50.6%となりました。

「業務内容がNPOとの協働になじまない」（分析結果はP16）以外の理由を見ると「協働の相手となるNPOがない」21.6%、「NPOに関する情報が不足している」20.4%となりました。

県側（県の協働調査）
協働を実施していない課所室 = 162 「業務内容がNPOとの協働になじまない」50.6% 「協働の相手となるNPOがない」21.6% 「NPOに関する情報が不足している」20.4%

以上を踏まえ、本マニュアルでは第2章で実際に実施されたNPOとの協働事業の具体的な流れ、第3章で実際に実施された協働事例について触れていきます。

「業務内容がNPOとの協働になじまない」50.6%（82課所室）についての分析結果

協働を実施していない課所室のうち、「業務内容がNPOとの協働になじまない」と回答した82課所室に、「協働していない理由」の詳細について照会しました。

「協働事業は考えられない」の内訳（69課所室）

「法律の施行業務、連絡調整、申請受付、許認可、違法行為の取締、立ち入り検査が主な業務のため、その内容がNPO・ボランティアとの協働にはなじまない」
65.9%（54課所室）

「業務内容が全てなじまないということではないが、あえてNPO・ボランティアとの協働は考えていない」 10.9%（9課所室）

「協働事業に関しては県と市町村の仲介役的な立場で連絡・調整を行っているが直接的な係りはない」 4.9%（4課所室）
他、「事業の終期を迎える」、「施設や道路を造ることが主な業務」がそれぞれ1.2%（それぞれ1課所室）でした。

上記については、各課においてNPOとの協働になじむ業務の発掘を進めてもらうことにより、NPOと協働して実施した方が効果の高い業務が見つかる可能性があります。

「協働事業を今年度から開始しようとしている、または今後その可能性がある」の内訳（7課所室）

「今年度から協働事業を開始しようとして動き始めている」 4.9%（4課所室）

「他県他課で同種の業務の一部がNPOと協働して実施されている例もあることから今後、協働事業を考える余地はある」 3.7%（3課所室）

NPOと協働したことによって事業効果の上がった好事例の事業の流れを紹介することにより、NPOとの協働事業が検討される可能性があります。

この他、下記のような回答もありました。

「実施していた事業が協働事業だとは思わなかった（既に協働事業を実施している）」 7.3%（6課所室）

(参考)事業の企画段階からの協働について

NPOが感じる県の協働における課題としては「事業実施の企画段階からNPOと協働すること」が第1位です。県が感じる課題としても「事業実施の企画段階からNPOと意見交換すること」が第1位です。

つまり事業における「企画段階からの協働」はNPO、県いずれにとっても協働を行う上での課題になっています。

事業の企画段階も事業の一環と考える必要があります。企画段階からNPOと意見交換することはもとより、事業の内容によってはNPOが企画の段階で準備などに多大な労力と時間がかかる場合があることを理解し、企画段階についての予算化を検討することも必要です。

5 実施するに当たっての心構え

1 目的・目標の共有

なぜ協働して事業を実施するのかという目的意識と、事業における具体的な目標を常にお互いが共有している必要があります。

2 相互理解による事業実施

協働して事業を実施するに当たっては、積極的に情報交換や意見交換を行い、お互い合意のもとで事業を進める必要があります。

3 役割分担・経費分担・責任所在の 明確化・成果の帰属・問題の発生

お互いの特性を生かせる役割分担、協働に伴う必要な経費の分担、責任の所在、成果の帰属、問題の発生等については、事業の企画段階において、あらかじめ双方合意のもとで取り決めておく必要があります。

4 情報の共有化

協働して事業を進めるに当たっては、共通の目的である「公益」の実現に向けて、お互いの持っている必要な情報を共有する必要があります。

また、県の各分野の枠を越えた横断的な課題に対しても対応できるように、庁内においても可能な限り情報を共有する必要があります。

5 情報の公開

協働事業に関する情報は、県民への十分な説明責任を果たすため、県民の視点から整理し、かつ分かりやすい内容にして積極的に公開する必要があります。

6 事業評価

協働して実施した事業については、事業実施後その事業の結果を評価し、次に実施される同種の協働事業にフィードバックさせていく必要があります。

あいち協働ルールブック2004（平成16年3月愛知県発行）を参考にしました。

6 協働相手の選定

NPOは、活動分野や活動内容、活動地域、財政規模、組織規模（役員や事務局スタッフ、会員等）など、実に様々です。協働事業を効果的に進めるには、県側が何のために協働するのかを明確にした上で、最もふさわしいNPOを協働相手に選定する必要があります。

そして、その協働相手となるNPOと、個々の協働事業を実施する目的を共有できるかが重要になります。

協働相手を選定する基準や方法は、選択した協働方法によって異なります。選定の公平性や透明性を確保するためには、選定基準や選定方法を予め明確にします。その上で協働相手を選定し、その選定理由を明確にしておく必要があります。

また、選定基準や選定方法、選定結果についての情報公開も重要になってきます。情報公開によって、選定の過程や結果の妥当性が県民にも確認できることが求められてきます。

協働相手を選定する際に、留意すべき項目としては、次のようなものが考えられます。個々の協働事業の性質や選択した協働方法によって、この中から適当と思われる項目を参考にして、選定の基準を明確にしておくことが必要です。

選定の際に留意すべき主な項目（例）

活動内容・活動実績

- ・社会貢献活動の実施内容、活動地域、受益者の状況
- ・協働事業に関連する事業実施の実績
- ・行政との協働事業の実績

NPO法人の場合

NPO法人は、認証の際に活動実績は問われないため、法人格を取得する前に、任意団体としての活動実績がある場合は、そのことを考慮する必要があります。

事業の実施能力

- ・事業計画の経費、人員、スケジュール等の妥当性
- ・継続的、安定的な事業の実施

企画や政策提言の能力

- ・NPOの特性を生かした企画力
- ・地域の課題を踏まえた政策や事業の提案能力

財政状況

- ・収支の健全性、安定性
- ・会計関係帳簿類の整備
- ・監査の状況
- ・本来の社会貢献活動以外の事業に係る経理の妥当性

事務局体制、会員

- ・事業を行う事務局スタッフ、会員
- ・労働関係帳簿類の整備
- ・会員数
- ・特定の団体や企業などの会員の偏りの有無

適正な法人運営（NPO法人の場合）

- ・事業報告書等の所轄庁への提出
- ・役員の変更等の所轄庁への届出
- ・所轄庁による報告徴収、立入検査、改善命令等の有無

その他

- ・宗教活動や政治活動の実施の有無
- ・特定の個人や団体、企業、自治体等との過度な関係の有無
- ・特定の個人や団体等のコントロールを受けずに自律的であるか。
- ・特定の個人や団体等の利益を目的とした事業を行っていないか。など
- ・実態としての独立性の有無

県側で把握しているNPOのみを協働相手の候補と考えると、協働相手が特定の団体に固定化し、その団体の既得権益化につながりかねません。また、新たな団体の参入機会を阻害することにもなります。

このため、協働事業に関連するNPOの活動情報については、幅広く情報収集に努める必要があります。

また、協働方法によっては、公募で広く協働相手を募集することについての検討も必要です。

協働相手の選定に当たっては、NPO法人格の有無など組織形態のみで判断するのではなく、活動内容や活動実績なども十分に把握した上で、総合的に検討して選定することが重要です。

7 評価・見直し

協働のレベルアップのためには、一つひとつの協働事業の結果を評価し、次の協働事業の企画・実施へとフィードバックさせていく積み重ねが重要です。

協働事業の実施後においては、その事業の結果について、NPOと県の双方でそれぞれ評価を行うことが必要です。

さらに、お互いの評価についての意見交換によって、評価の客観性、合理性を高めることができるとともに、双方の課題が明確になります。

一般的な事業の評価項目に、下記のような協働の観点からの評価項目を加えて、個々の協働事業の結果について評価を行います。

また、特定の団体との協働が継続している場合にも、必ず評価を行うことが必要です。

なお、下記の項目は、事後評価の段階だけではなく、協働方法の選択や協働相手の選定、協働事業の実施の時点でも、確認する必要があります。

協働の評価項目として考えられる主な項目（例）

「協働」として実施したことの適否

- ・社会全体の利益である「公益」を判断し、実現していくという枠組みの中で、事業が実施されたか。
- ・事業を実施する共通の目的が明確にされ、共有されたか。
- ・双方が主観的にも客観的にも自立し、対等な関係であったか。
- ・双方の対話と合意の過程が重視されたか。
- ・双方の関係や協働の過程の情報公開が行われたか。

協働事業の妥当性

- ・双方の特性や立場を生かすことができたか。
- ・双方の役割分担を明確にしたか。
その役割分担を果たしたか。役割分担は妥当であったか。
- ・双方の費用分担を明確にしたか。
その費用分担を果たしたか。費用分担は妥当であったか。
- ・双方の責任の所在を明確にしたか。
その責任を果たしたか。責任の所在は妥当であったか。

協働方法の妥当性

選択した協働方法は、事業の目的にふさわしいものであったか。

協働相手の選定方法の妥当性

- ・ 選定基準は明確にされていたか。
- ・ 選定方法は妥当であったか。
- ・ 選定理由は明確であったか。
- ・ 選定基準や選定方法、選定結果の情報公開が行われたか。
- ・ 協働事業に関連するNPOの情報収集に努めたか。

協働事業の成果の把握

- ・ 事業の成果はあったのか。それを双方で確認したか。
- ・ 目標が達成されたか。
- ・ 資金や人材、情報などの資源が適切に使われたか。

評価の結果、協働事業を実施する上での問題点が明確になった場合は、改善するための対策を考えていく必要があります。

また、評価結果は、次の協働事業の企画や実施にフィードバックし、協働事業や協働方法、協働の相手について、絶えず見直すことが大切です。